

第37回 摂津市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和4年8月1日(火) 午前10時～11時
2. 場 所 摂津市役所 本館3階 301会議室
3. 出席者 委 員12名出席、2名欠席
4. 案 件 報 告 摂津市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)の改定について

【事務局】

時間が参りましたので、只今より第37回摂津市都市計画審議会を開催いたします。
それでは、開催にあたりまして市長から挨拶がございます。

【市長】

おはようございます。本日は第37回摂津市都市計画審議会、大変ご苦勞様でございます。大変暑い中、又、何かとお忙しい中、委員様にはご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、平素は摂津市のまちづくりに色々ご理解ご協力いただいておりますことも重ねてお礼申し上げます。それからこの度人事異動で委員様の移動がございました。新しくご就任いただきます大西委員、鍋島委員、また色々よろしくお願ひ申し上げます。

コロナウイルス、またぶり返してきて大騒ぎになっておりますけれども、これはこれでしっかりと取り組まなくてはなりません。そして一方でまた、経済活動の方にも目を向けて両輪うまく、しっかり進めていかなくてはならないと言うことがこれからの課題となつてこようと思つてますが、その中摂津市は千里丘駅西の再開発、阪急電車の連続立体交差事業、淀川の防災ステーション、それぞれ大きな事業が進行中でございます。

それぞれ事業主体は異なります。国、府、市でありますけれども、まちづくり全体から見ますと一つの線でつながつておるわけでありまして、それだけに、これからの将来を見据えた時に都市計画は非常に大切なテーマと言いますか、課題でございます。そういう意味で、この後、都市計画マスタープランの改定について御報告を申し上げますけれども、どうか大所高所からご忌憚のない意見を賜りますれば幸甚でございます。

暑い中、本当に御出席いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。そして、皆々様の益々のご隆昌のお祈り申し上げて冒頭のご挨拶といたします。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。市長はここで退席されます。

まず、配布資料の確認からお願いいたします。

- ・本日の次第
 - ・第37回摂津市都市計画審議会配席図
 - ・摂津市都市計画審議会委員名簿
 - ・摂津市都市計画審議会条例
 - ・「都市計画マスタープランの改定について」のスライド資料
- 以上の5点です。

なお、スライド資料につきましては、委員の方々への事前レク等によるご指摘、ご意見を踏まえ内部で議論し、一部修正いたしました。

修正が直前までかかり、事前にお示しできなかったことを深くお詫び申し上げます。

修正内容については議案説明時にご報告いたしますので、こちらの資料をご参照ください。

お揃いでしょうか。

揃っていない方はお伝えいただきますようお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。皆様方には、改めて今年度より2年の任期となります本市都市計画審議会委員の再任・新任をお願い申し上げ、委嘱させていただいております。ご承諾を賜り、ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしております委員名簿順にご紹介させていただきます。

なお、委員の区分につきましては、名簿下部に記載のとおりでございます。

まず、第1号委員の方を順番にご紹介させていただきます。

近畿大学総合社会学部教授の久委員でございます。
大阪人間科学大学社会福祉学科教授の大野委員でございます。
関西大学商学部教授の藤岡委員でございます。本日はご欠席でございます。
大阪大学大学院工学研究科助教の松本委員でございます。本日はご欠席でございます。

続きまして、第2号委員の方をご紹介します。

福住委員でございます。
弘委員でございます。
西谷委員でございます。
塚本委員でございます。

続きまして、第3号委員の方をご紹介します。

摂津警察署長の西大委員でございます。
大阪府政策企画部 広域調整室 事業推進課 課長補佐の鍋島委員でございます。

続きまして、第4号委員の方をご紹介します。

中川委員でございます。
堀委員でございます。
前田委員でございます。
中村委員でございます。

皆様、よろしくお願いいたします。

本日、藤岡委員と松本委員がご欠席となっておりますが、摂津市都市計画審議会条例第6条第2項に定められております1/2以上となります12名の委員のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立いたしますことを、ご報告させていただきます。

次に、令和3年11月16日に開催いたしました第35回の摂津市都市計画審議会の議案書の訂正につきましてご報告させていただきます。委員のみなさまには文書にてお知らせさせていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

議案番号90「北部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定」
における、申出基準日につきまして、令和4年8月18日であるところを令和4年8月10日としておりました。

本件につきましては、土地所有者の方々へ文書で通知するとともに、電話で確認しておりまして、特定生産緑地の指定事務への影響はございません。改めて報告させていただきますとともに、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、本日の議事に入ります前に、次第1「会長の選出」に入りたいと思います。

本審議会の会長につきましては、摂津市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「審議会に会長を置き、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。」ということですが、いかがでしょうか。

【委員】

まことに僭越ではございますが、都市計画部門を専門とされており、これまでも会長を務めて頂いていた久委員に会長を務めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なしと言う声あり】

【事務局】

ありがとうございました。

異議なしのお声をいただきましたので、久委員に会長をお願いしたいと思います。久委員、会長席の方をお願いいたします。

【事務局】

早速ではございますが、久会長より御挨拶をお願い致します。

【会 長】

ご推挙をいただきましたので、皆様方のお力をお借りしながらこの審議会を進めて参りたいと思います。より良い摂津市になるように皆様方のお力を借りながら頑張らせていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、続きまして会長の方から職務代理者の選任をお願いいたします

【会 長】

これまでも職務代理者を務められていた、大野委員を指名します。よろしく申し上げます。

【会 長】

それでは議事に入りたいと思います。

本日の議事は報告が1件となっております。

次第2「都市計画マスタープランの改定について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「都市計画マスタープランの改定」につきましてご報告させていただきます。

4ページをごらんください。

今回は、「都市計画マスタープランの構成及びスケジュール」、「前回の審議会での意見」、「全体構想」についてご説明させていただきます。事前にご説明させていただいた際には、「都市計画マスタープランの構成」のみお示しておりましたが、現状、どの程度進捗しているかより明確にするために、スケジュールを追加いたしました。

また、全体構想を「土地利用の方針」「市街地整備の方針」「都市施設整備の方針」「交通の方針」「都市防災の方針」という、5つの分野に分けておりましたが各方針に掲げていた取り組みの項目が複数の方針に関っていたことなどから、取り組みの目的をより明確にするため、「都市防災」「まちづくり」「公共交通」の3つに分類いたしました。

5ページをごらんください。

都市計画マスタープランの構成はこちらに示す通り、全7章を予定しております。今回はこの赤で囲った、第4章全体構想につきましてご意見をいただきたく思います。

なお、本日の審議会は、赤の星の部分に該当するところであり、今後も作成の進捗状況に応じて、審議会を開催させていただきます。

続いて6ページから11ページにかけては、「前回の本審議会での意見」とそれに対する、市の考えをお示しております。拠点設定の考え方や周辺市の都市計画マスタープランとの整合、このほか産業などについてのご意見をいただきました。

9ページをご覧ください。

こちらには前回の審議会でお示いたしました本市の拠点の案と他市の拠点の位置をお示したものです。この中での変更点ですが、本市の拠点の案として、防災ステーション建設地を「地域交流拠点」として位置づけておりましたが、一定の範囲を含む空間ではなく、あくまでも1つの施設であり、そのような施設は市内にも点在することからも拠点としての設定はそぐわないと考え、位置付けを外したところであります。

前回審議会での意見について、その他大きな変更点はございません。

少し飛びまして、13ページをご確認ください。ここから20ページにかけて、「全体構想」をお示しております。

まず、全体構想の考え方を明記していなかったことから、追加いたしました。考え方として、本市は想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、市内の8割以上が浸水するという、非常に高い水害リスクが存在することから、これまで実施した都市整備の効果を持続させるとともに、将来の都市整備に対する投資効果を十分発揮させるため、都市防災に対する方針を掲げるとともに、あわせて市民の快適な暮らしやまちの賑わい、そして移動しやすい交通の実現を図ることを方針とし、「都市防災」、「まちづくり(市街地整備の視点)」、「都市施設の視点」、「公共交通」、の3つの方針に分類いたしました。

なお、土地利用の方針は現行の方針を基本的に維持するものとして、今後作成する地域別構想の中でお示いたします。冒頭にご説明いたしましたように取り組みの目的をより明確にするために分類を変更いたしましたが、大きな方向性は変わっておりません。

14ページをご覧ください。まずは都市防災についてです。

事前説明時の変更点といたしましては、避難路となる道路の狭隘解消、公園緑地の防災空間としての機能を高めること、河川防災ステーションの整備の促進、浸水被害の軽減に向けた排水施設の整備の推進をこちらの分類に移行いたしました。

続いて、まちづくり(市街地整備の視点)についてです。

15ページをご覧ください。

まちづくり(市街地整備の視点)は事前説明の際の市街地整備の方針に該当しておりまして、将来都市構造で位置づけた各拠点に対する取組と、それ以外の既存市街地整備の取組に分けて設定しております。

こちらにつきましては、先ほどご説明したように、地域交流拠点の設定を無くしていることが変更点となります。

16ページをご覧ください。

既存市街地につきましては、こちらにお示しするとおりとなります。事前説明の内容から取り組む項目の統合などを行っておりま

す。

続いて、17 ページをご覧ください。

まちづくり(都市施設の視点)です。こちらは事前説明の際の都市施設整備の方針に該当しております。

こちらにつきましても事前説明の内容から取り組む項目の統合などを行っております。

次に、18 ページをご覧ください。

公園・緑地整備、下水道・水路整備、その他施設整備につきましてはこちらにお示しするとおりとなります。

変更点は、取り組む項目のうち 3 項目が都市防災に移動したことや下水道・水路整備において「機能」と不明瞭な表現だったものを「内水排除」としたこと、また阪急京都線連続立体交差事業は都市施設整備であることからこちらに移行したこと、その他取り組む項目の統合などとなります。

続いて、19 ページをご覧ください。

公共交通ですが、こちらは事前説明の際の交通の方針に該当するものです。

これまで公共交通と交通施設に分けて取り組みをお示しておりましたが、交通施設も公共交通を補完するものであることから公共交通に一本化しております。公共交通の取組といたしまして、市内だけでなく市外への移動につきましても重要な視点であることから、「市内外を結ぶ鉄道及びバス路線を維持するとともに、駅・バス停へのアクセス性を高めます」という項目を追加しております。

また、近年、Maas などの交通に関する新たな取組が進んでいることを受け、「新技術の導入による交通利便性の維持・向上を目指します」という項目を追加しております。

また、その他の項目につきましても表現を一部変更しております。

以上が全体構想となります。

20 ページをご覧ください。

最後に、現行の方針を基本的には維持していくことから、全体構想には位置づけないことといたしました土地利用の方針につきましても参考としてお示しいたします。こちらは、事前説明時点の内容から変更はございません。地域別構想において、各地域ごとにお示ししたいと思います。

なお、今回の内容は全体構想の大きな考え方としてお示しするものであり、本審議会の意見や、今後作成する立地適正化計画及び地域別構想の検討内容なども踏まえながら更に練り上げてまいります。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

【会 長】

事務局からの報告が終わりました。

前回もご意見賜って、それで修正をさせていただいておりますが、全体構想というのは都市計画マスタープランの中でも大きな話となっております、都市計画マスタープラン自体もかなり抽象度の高いものになっておりますけれども、更にその中でも抽象度の高いところで、なかなか皆様が思っているような具体的な質疑にはなりづらいのですが、それを導くための方針として、この内容で良いのかということ再度確認していただければと思います。

何かご質問はございませんか。

【会 長】

私からの確認ですけれど、基本理念・まちづくりの目標・全体構想の文言をしっかりと作っていただきましたけれども、ここを読ませていただくと半分くらいは防災ということになっております。今後一番の重点的な取り組みとしては都市防災の力を上げていくことで事務局としても想定をしているということによろしいでしょうか。

【事務局】

今までも都市防災という観点はあったんですけれども、やはり近年の想定外と呼ばれる災害、その頻発化、そういったものと併せまして本市の特徴というには語弊があるかもしれませんが、本市が受ける浸水被害の規模などに目を向けた時に都市計画、都市整備というものは非常に重要ではございますけれども、災害が起こったときに、今まで整備したものが全て無駄になってしまう、やはりその視点を第一において、そのうえで賑わいであったり、利便性を位置付けていくことが重要であるという風に考えておりますので、まずは都市防災、そこからの賑わい・利便性の三段構えということで今回整理させていただいたところでございます。

【会 長】

もうひとつ、やはり大きいのは国の水害に対する考えが大きく変わったということです。

今までは行政の方が堤防で水を抑えてくれて、止めるんだという考え方でずっと来ましたが、先ほどご説明いただきましたように、想定外の降雨量が増えるということ、守るということには限界があるのではないかと、溢れることもあるんだと想定しながら、どのようにして命や財産を守るために、凌いでいくのか、「防ぐというよりも凌ぐ」という考え方に大きく舵を切ったということをそれを摂津市としても受けて、今迄の防災に対する考え方と違う考え方で災害に対して対応しないといけないということがもう一方で重要な柱としてあるのではないかなと思いますし、それを市民の方にもきちんとご理解いただかないと

いけないのではないかなと思いますね。行政が守ってくれるのではなく、自分たちも一緒に凌いでいくという考え方を取らないといけないのではないか、そのためには最後の方の章で「進め方」という部分が出てくるとは思いますけど、そこではやはり市民の方にもちゃんと意識していただいて、一緒に防災に取り組んでいく体制を7章のところでもしっかりと位置付けていただいて、市役所としても動いていただきたいなと思いますので、その観点はしっかりと都市計画マスタープランにも書いておいていただきたいとお願いも含めて申し上げさせていただきました。

前にも申し上げましたが、図面で示していただいている赤い濃い部分ですね、昔からの集落で、そこの人達は自分たちでなんとかしていく、という対応をしっかりとやられてきた地域だと思いますので、昔ながらの知恵を拝借しながら新しい住宅地にも考え方をうまく適応できるような考え方をすることで摂津市らしい防災対応が出来るかと期待している。昔の歴史も勉強させてもらいながら進めていただければと思いますので、お考えいただければと思います。

【事務局】

地域ごとの災害の特徴も違うため、今後、地域別構想を作っていく上で歴史なども踏まえながら進めていきたいとします。

【会長】

特に意見が無いようでございますので、本日はこの方向性でまとめていただくということで合意が取れたとさせていただきますので、またこれに基づいて次回以降より細かな観点に入っていきますので、そこでまた議論をさせていただければと思っております。これを持ちまして事務局の報告について終了いたします。

最後に、次第3「その他」として、他に事務局から連絡事項等がありますでしょうか。

【事務局】

1点、連絡事項がございます。次回の都市計画審議会ですが、10月4日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からの連絡事項は以上です。

【会長】

本日の摂津市都市計画審議会を、閉会させていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。